

業務継続計画

(災害対策編)

令和6年11月

～ 目 次 ～

第1章 総 則	P. 1
第1 節 趣旨と目的	P. 1
第2節 計画の位置付け(地域防災計画との関係、対象とする組織) P. 2	
【参考】業務継続計画策定による効果	
第3節 業務継続の基本方針	P. 3
第4節 業務継続計画の発動及び解除	P. 4
第5節 計画の見直し	P. 4
第2章 被害想定と業務継続を阻害する事態	P. 5
第1節 被害状況の想定	P. 5
第2節 業務継続を阻害する事態	P. 8
第3章 非常時優先業務	P. 10
第1節 非常時優先業務の選定	P. 10
第2節 非常時優先業務の選定結果	P. 12
第3節 休止又は停止とした通常業務の再開	P. 12
第4章 業務継続のための執行体制の整備	P. 13
第1節 地震及び津波発生時の初動体制等	P. 13
第2節 継続の必要性の高い通常業務の執行体制	P. 18
第3節 指揮命令系統の確立	P. 18
第4節 職員の確保について	P. 19
第5節 業務に必要な職員数が確保できない場合の対応 P. 21	
第6節 業務継続のための体制の強化	P. 21
第7節 広報体制の強化	P. 22
第5章 業務継続のための執務環境の整備	P. 23
第1節 執務環境の耐災害性を高める取組	P. 23
第2節 ライフラインの寸断に備える取組	P. 23
第3節 庁舎等が使えない事態に備える取組	P. 24
第4節 その他、業務継続のために必要な取組	P. 24
第6章 研修、訓練等	P. 26
第1節 研修、訓練等の実施	P. 26
第2節 計画等への反映	P. 26
別紙1 大分市の災害時優先業務(応急業務)一覧	P. 27
別紙2 大分市の災害時優先業務(通常業務)一覧	P. 35

第1章 総則

第1節 趣旨と目的

南海トラフを震源とする地震などの大規模かつ広域に被害を及ぼす災害が発生し、大分市（以下「市」という。）が被災した場合には、甚大な人的・物的被害が発生するだけでなく行政自らも被災し、ヒトやモノ、情報等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

市は、そのような中でも、災害発生後直ちに、地域防災計画(※1)をはじめとする各種計画やマニュアルなどに基づき、状況に応じて速やかに「応急対策業務」を実施しなければならない。

他方、市は、市民生活に密着する行政サービスの提供や市の基幹業務など、「継続の必要性の高い通常業務」を災害発生時においても実施することが求められる。

業務継続計画（災害対策編）は、災害時に行政自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下、「非常時優先業務(※2)」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

※1 地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大分市防災会議が作成する防災に関する計画であり、市、防災関係機関、事業者及び市民が災害への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画のこと。

※2 非常時優先業務とは、大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等(以下、応急業務という。)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる(図1-1)。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する必要がある。

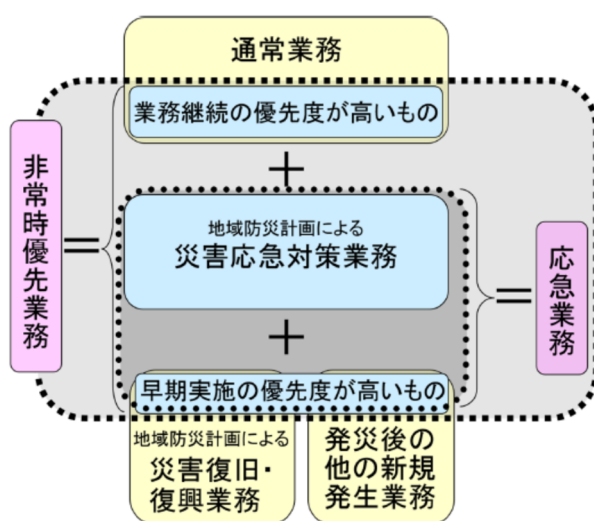


図1-1 非常時優先業務のイメージ

第2節 計画の位置付け（地域防災計画との関係、対象とする組織）

本市の防災対策を定めた計画としては大分市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、資料編）があり、これを補完して対策部毎の具体的な体制や手順等を定めたものとしては、各種の災害対応マニュアルがある。そこで、本計画には、本市が大規模災害により被災し、資源制約が伴う条件下に陥った場合でも、非常時優先業務の実施を確保するために必要となる全庁的な対応等について定める。

また、本計画は、出先機関等を含めたすべての職場を対象として定める。各所属等は、本計画を踏まえ、各職場においてマニュアル又は業務継続計画を作成し、非常時優先業務の実施を確保するものとする。



図 1-2 各種計画やマニュアル等との関係図

【参考】業務継続計画策定による効果（内閣府：2016 引用）

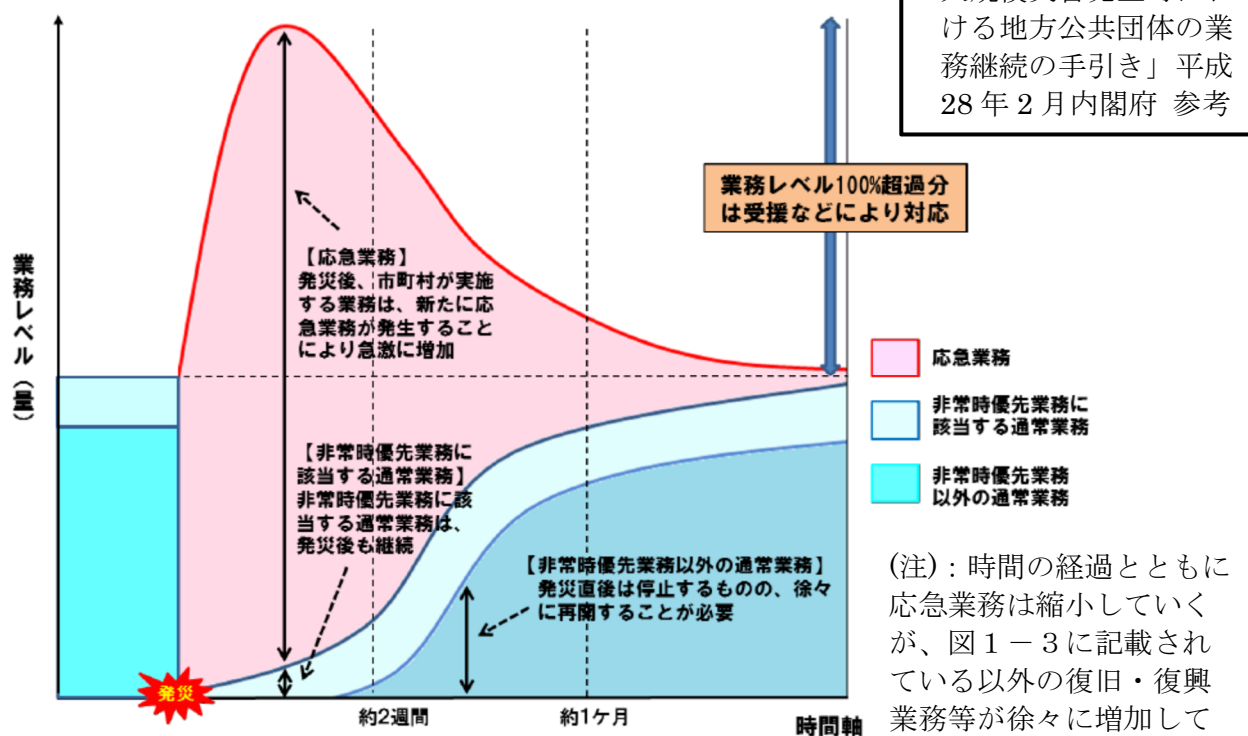
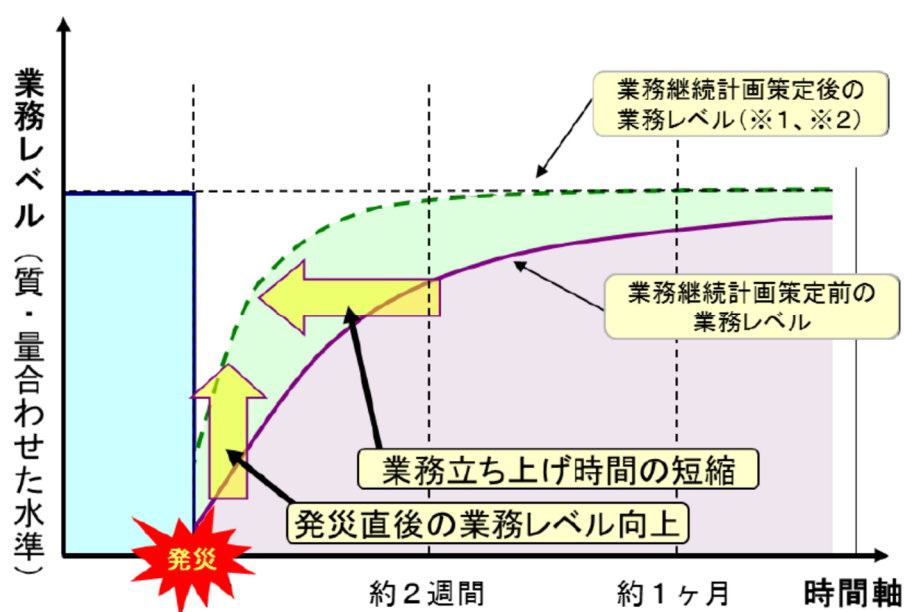


図 1-3 発災後に市町村が実施する業務の推移

災害発生時には、発災直後から非常に短い時間の間に、迅速かつ的確に処理しなければならない被害状況の確認などの応急業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる（図1－3）。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる（図1－4）。また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。



※1：資源制約がある状況下においても、他自治体からの応援や外部機関の活用を想定した計画の策定により、業務の実行性を確保することができ、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2：訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実行性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

図1－4 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

第3節 業務継続の基本方針

- （1）市は、災害発生時には、市民等の生命、生活及び財産を守り、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害時の応急対策業務を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- （2）非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の確保・配分は、全庁的に協議・調整する。
- （3）災害発生時には、非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・停止・縮小する。

その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次通常業務の再開を目指す。

第4節 業務継続計画の発動及び解除

本計画は、以下に述べるそれぞれの災害の事象に伴って発動する。

- (1) 市域内で震度6弱以上の震度が発生又は、大津波警報が発表されたとき、本計画を自動発動する。
- (2) 市域内で震度5強以下の地震が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって本計画を発動する。
- (3) その他風水害等による全庁的な対応(災害対策本部3次動員体制)が必要な災害が発生した場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって本計画を発動する。

また、災害対策本部長は、全ての非常時優先業務に着手し、その継続が可能であると判断した時に、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、非常時の業務継続体制を解除する。

第5節 計画の見直し

本計画は、社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、見直しを定期的かつ継続的に行う。

また、訓練や災害対応等の検証作業を通じて課題を洗い出し、是正すべきところを改善し、次のとおり計画内容を点検・検証し、見直す。

計画修正に当たっては、職員一人ひとりが適宜点検・改善を進める意識を持ち、人事異動や業務プロセスの変更のたびに、業務継続上の問題がないかを考え、必要な対応策（新たな連絡先の登録、業務代替担当者の確保・育成等）を講じる。

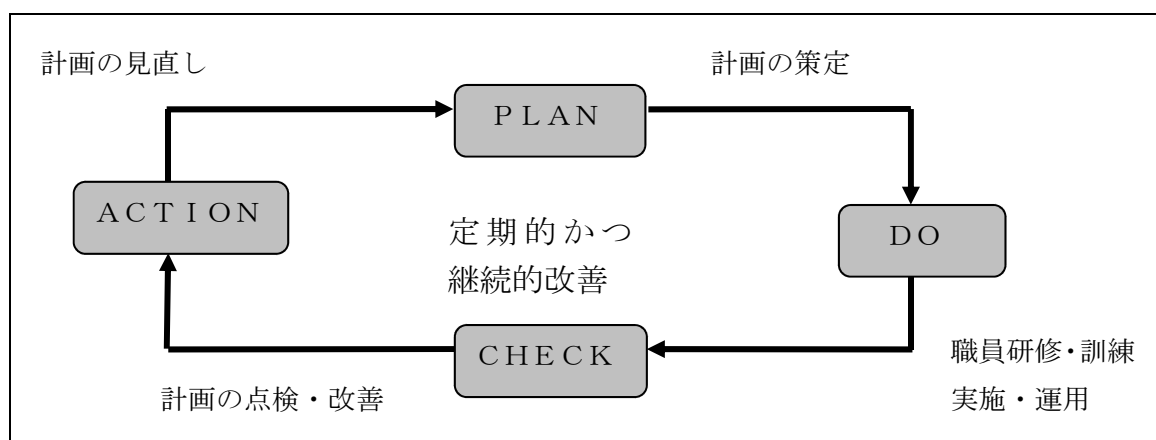


図1-5 業務継続計画の定期的かつ継続的改善のイメージ

第2章 被害想定と業務継続を阻害する事態

大分県から示された被害想定の内、過去の活動間隔や地震の発生確率から「南海トラフ巨大地震」を想定する。但し、個別の計画を定める場合において、部局の判断により、さらに大きな被害をもたらす災害を想定し対策を検討することは妨げない。

また、想定した災害の種類以外に、局地的豪雨、豪雪、火災、大事故等の不測の事態により庁舎が使用できなくなることや、停電・断水が長期化する可能性が常にあることを念頭に置き、想定外の事態に備えるため、「庁舎が使えない事態」などの結果事象によるアプローチも検討する。

第1節 被害状況の想定

被害想定は「南海トラフ巨大地震」とする。被害については、想定される最大値とする。

(参考：平成30年公表 大分県地震津波被害想定調査結果)

(1) 具体的な被害想定の数値(抜粋)

○人的被害(大分市)

冬 5 時				夏 12 時				冬 18 時			
死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
1,586	3	1,161	2,419	3,405	5	774	1,730	3,161	6	677	1,505

○建物被害(大分市)

冬 5 時				夏 12 時				冬 18 時			
全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
4,680	10,181	7,653	3,355	4,682	10,181	7,653	3,355	4,688	10,181	7,653	3,355

○早期避難と津波避難ビルが効果的に機能した場合(大分市)

冬 5 時				夏 12 時				冬 18 時			
死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
42	3	17	199	50	5	35	295	48	6	40	268

○ブロック塀倒壊件数(件)(大分市)

6928 件

○上水道の物的被害・機能支障(大分市)

被害数 (箇所)	被害率 (箇所 /km)	断水率・影響人口							
		直後		1 日後		2 日後		7 日後	
		率 (%)	影響人口 (人)	率 (%)	影響人口 (人)	率 (%)	影響人口 (人)	率 (%)	影響人口 (人)
597	0.23	66	313,532	37	173,707	36	167,923	33	156,766

○下水道施設の物的被害・機能支障(大分市)

被害量(m)	被害率(%)	影響人口(人)
460	2.5%	6,656

○電力施設の物的被害・機能支障(大分県)

電柱		機能支障	
被害本数(本)	被害(%)	停電需要(千世帯)	停電(%)
約 560	0.17	約 43	10

○電話施設の物的被害・機能支障(大分県)

NTT 柱		機能支障	
被害本数(本)	被害率(%)	不通回線数(千回線)	不通率(%)
約 4,100	0.99	約 88	6.77

○都市ガス施設の物的被害・機能支障(大分県)

被害箇所数(箇所)	被害率(箇所/km)	供給停止エリア
約 80	0.07	大分・別府

○道路施設の物的被害(大分県)

被害箇所数(箇所)	被害率(箇所/km)
約 110	0.05

○港湾施設の物的被害(大分県)

バース数 (内:耐震バース (箇所))	被害バース数(箇所)	
	レベルⅡ	レベルⅢ
51	20	8

○避難者生活者数(大分市)

1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
避難所	疎開者	避難所	疎開者	避難所	疎開者
61,532	33,132	53,347	31,201	24,743	13,323

○長期的住機能支障(世帯)(大分市)

応急仮設住宅数 (世帯)	応急仮設住宅からの移転先(世帯)			
	公営住宅	民間賃貸住宅	持家購入・建替	自宅改修・修理
1,405	899	134	221	32

○帰宅困難者数(大分市)

通勤・通学者(人)	帰宅困難者(人)
22,408	22,975

○医療対応不足数(大分市)

重篤者数	重傷者数	中等傷者数
-6	-489	2,240

○仮設トイレ需要量

人数(人)	基数(基/100 人)
46,302	463

○孤立集落

農業集落	漁業集落
0	0

○経済被害(大分県)

直接被害額(兆円)	間接被害額(兆円)
1.3	0.4

(2) 南海トラフ巨大地震による震度分布及び液状化危険度分布について

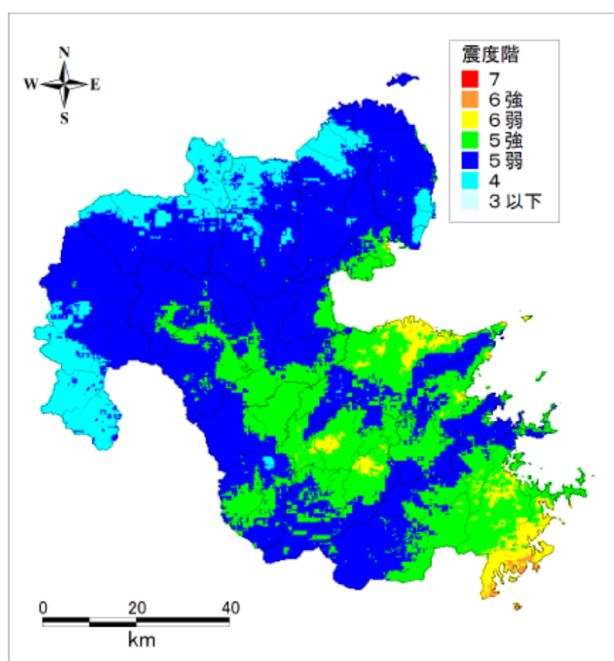


図 2 - 1 震度分布

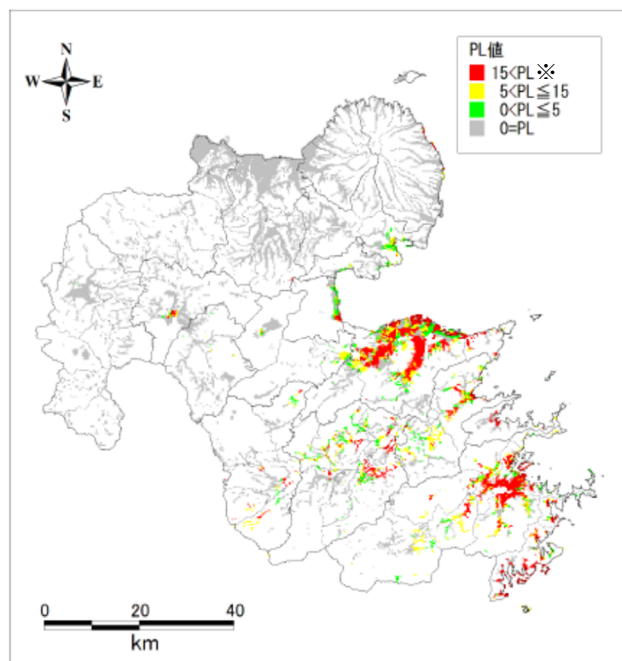


図 2 - 2 液状化危険度分布

※ PL 値とは、地層全体の液状化可能性を表す指数のこと。値が大きいほど危険性が高い。

(3) 南海トラフ巨大地震による津波等について

南海トラフ等を震源とする巨大地震の発生に伴う津波の到達予測時間と最大津波高は、右表のとおりとする。浸水域等の想定は、「大分市津波・地震ハザードマップ」を参考にする。

地点	津波(1m 波高)到達時間	最大津波高
一尺屋・上浦漁港	50 分	5.97m
佐賀関西町	53 分	8.31m
佐賀関港	63 分	4.09m
大野川河口	88 分	3.60m
豊海 5 丁目	87 分	4.30m
田ノ浦ビーチ	87 分	4.44m

第 2 節 業務継続を阻害する事態

(1) 職員が被災する事態

職員自身や家族が死傷することや家屋が倒壊するなど、災害の被害により多くの職員が業務に従事することが困難になる事態が考えられる。また、指揮命令にあたる立場の職員も被災し業務への従事が困難になる可能性があるとの前提で計画を定める必要がある。

(2) ライフラインが寸断する事態

大規模な災害により路面に亀裂や欠落、盛り上がり、段差などが生じるとともに、電線の垂れ下がりや電柱、街路樹、看板、建築物等沿道施設の倒壊、沿道の火災、地下埋設物の破損など、道路の通行が困難あるいは不可能な状況になる恐れがある。それにともない、鉄道、バスなどの公共機関も、災害発生後しばらくの間は運転を見合わせる事になり、復旧には相当の時間を要することが考えられる。

そのため、各所属等は、徒歩、自転車、バイクの利用による職員の参集が原則となることや場合によって別の場所に職員を参集させることを考慮しておく必要がある。

また、物流の寸断による燃料・食料などの物資の不足や、電気・ガス・水道・通信などの関連施設の被災により、使える資機材や通信手段などの機能が限られた中で業務継続を行うことを考慮しておく必要がある。

(3) 庁舎等が使用できない事態

大分市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）をはじめとする災害対応の拠点となる施設は、事前に耐災害性を高める取組を進めているものの、災害の状況によっては被災し使えなくなる可能性がある。そこで、事前に、業務を継続するための代替施設等について検討しておく必要がある。

第3章 非常時優先業務

市は、災害発生時においても、市民の生命、生活及び財産を守るため実施すべき業務のうち、災害対応を主とする応急対策業務を優先することになる。そのため、市民生活に直接影響を与えない通常業務については、積極的に休止・停止、縮小する必要がある。

ただし、通常業務の中には、市民の生活に密接にかかわる業務も存在する。

限られた人員や資機材を効果的に運用するためにも、あらかじめ災害発生直後の非常時優先業務を定めておくことが必要となる。

第1節 非常時優先業務の選定

大分市における全ての通常業務及び大分市地域防災計画（震災対策編）に記載している応急対策業務、復旧・復興業務を洗い出し、そのうえで以下に掲げる選定基準に基づいて各業務が中断や遅延等をした場合における市民の生命、生活及び財産等への影響や法令等により中止や休止が認められないか等を総合的に評価し、非常時優先業務を選定する。

（1）非常時優先業務の対象範囲

選定にあたり、南海トラフ巨大地震のような大規模災害の発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されるまでの期間を1か月とし、初動の立ち上げから1か月以内に優先して着手すべき業務を非常時優先業務の対象範囲とする。

（2）非常時優先業務選定の考え方

業務の選定基準については、表3のとおりとする。本市の基本方針を踏まえ、以下の点に留意し、各業務の中断・遅延等が許容される期間（以下、業務開始目標時期[※]という。）を設定し分類する。

- 発災から3日までは人命に係る災害緊急業務に重点を置くため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止する。
- 休止・縮小する通常業務は平常時における重要度をもって判断するのではなく、市民生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 市の公共施設は、災害時の拠点となる可能性があるため災害初動は被害状況の把握に努めるが、一般利用を停止し、避難所等の災害緊急業務で使用される場合はその業務の支援を行う。
- イベント、会議等は原則中止・延期する。

※ 業務開始目標時期とは、当該業務の開始や再開が遅延した場合に、法令等の規定や

社会通念上の視点から、これ以上開始や再開が遅れると重大な影響が発生すると考えられる限界の時期のこと。

表 3 業務の選定基準

業務分類	選定基準	
1	発災後 3 時間以内に着手	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
2	発災後 24 時間以内に着手	
3	遅くとも発災後 3 日以内に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	
4	遅くとも発災後 1 週間以内に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
5	1 か月以内程度に発生する主に復旧・復興業務 通常業務の中で優先度が高く、早期（1 か月以内）に着手をする必要があるもの	
6	上記以外の業務(1 か月以内に着手しなくても影響のない業務)	

そのうち、業務開始目標時期が初動態勢の立上げから 1 か月以内の業務(1～5)を非常時優先業務とする。代表的な業務例は以下のとおりとする。

業務開始目標時期	該当する業務の考え方	代表的な業務例
①3 時間以内	- 職員及び家族の安全確保 - 初動体制の確立 - 被災状況の把握 - 救助・救急の開始 - 避難所の開設	- 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） - 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） - 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） - 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） - 避難所の開設、運営業務 - 組織的な業務遂行に必要な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
②24 時間以内	- 応急対策活動（救助・救急以外）の開始 - 避難生活支援の開始 - 重大な行事の手続き	- 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） - 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） - 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） - 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） - 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） - 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） - 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）

③ 3 日以内	・ 被災者への支援の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復	・ 避難生活の向上に係る業務 (入浴、メンタルヘルス、防犯等) ・ 市街地の清掃に係る業務 (ごみ、瓦礫処理等) ・ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務 (財政計画等) ・ 業務システムの開始等に係る業務
④ 1 か月以内	・ 復旧・復興に係る業務の本格化 ・ 窓口行政機能の回復	・ 生活再建に係る業務 (被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) ・ 産業の復旧・復興に係る業務 (農林水産、商工業対策等) ・ 教育再開に係る業務 ・ 金銭の支払、支給に係る業務 (契約、給与、補助費等) ・ 窓口業務 (届出受理、証明書発行等)
⑤ 2 か月以内	・ その他の行政機能の回復	・ その他の業務

第 2 節 非常時優先業務の選定結果

大分市の非常時優先業務における、応急業務の内訳は別紙 1、通常業務の内訳は別紙 2 の通りとする。

第 3 節 休止又は停止とした通常業務の再開

各部は、休止又は停止とした通常業務を非常時優先業務の復旧状況を踏まえ、順次再開する。

- 法令等に処理期限等の定めのある業務 (例) 許認可事務、予算編成事務、税務事務等
- 市民生活に密着するサービス業務 (例) 生活及び財産を守るための相談、乳幼児の保育サービス、高齢者及び障害者に直接支援するサービス等
- 上記以外の通常業務 (例) 集会室等の提供等

第4章 業務継続のための執行体制の整備

災害時は、動員・配備計画に基づき業務の継続のための体制を整備するが、地震のように事前に体制をとることが困難な災害においても、発生直後に迅速な初動体制確立や安否確認、必要な人員の確保と適切な配置等を行うために必要な事項を事前に定める。

第1節 地震及び津波発生時の初動体制等

事前に体制をとることが困難な災害において、直ちに被災状況の把握を開始し、関係機関の応援や救助・救援活動を実施するため、災害発生後1時間を目途に災害対策本部の初動体制を構築し、第1回会議を開催するものとする。また、初動体制確立を迅速なものとするために、職員の参集基準、参集場所、行動指針、安否確認の手段について定める。

(1) 地震及び津波発生時の職員参集基準

地震が発生した場合、職員は、「大分市地域防災計画（震災対策編）」に基づき、下記の参集基準に従い、参集連絡の有無に関わらず各職場へ参集する。

【職員参集基準】（地震・津波発生時）

体制	設置基準		自主参集する職員
	地震震度 (市域内)	津波警報等	
災害警戒連絡室	4	津波注意報 (0.2以上1m以下の津波) ※1	災害連絡室要員 (防災関係職員) ※2
災害警戒本部	5弱	津波警報 (1mを超え3m以下の津波)	上記に加え 災害警戒本部職員
災害対策本部	5強	大津波警報	上記に加え 災害対策本部1次要員 避難所要員(1次)
	6弱以上	—	全職員 ※3

※1 津波注意報、津波警報、大津波警報発表時は津波警戒連絡室要員も自主参集します

※2 防災危機管理課の職員に加え、災害時の状況に応じて、災害応急対策を行う課の職員

※3 職員自身が、災害発生時に療養中又は災害により重度の傷病を負った場合、家族に死亡者又は重傷者が発生したなどの特別な事情がある場合を除く。

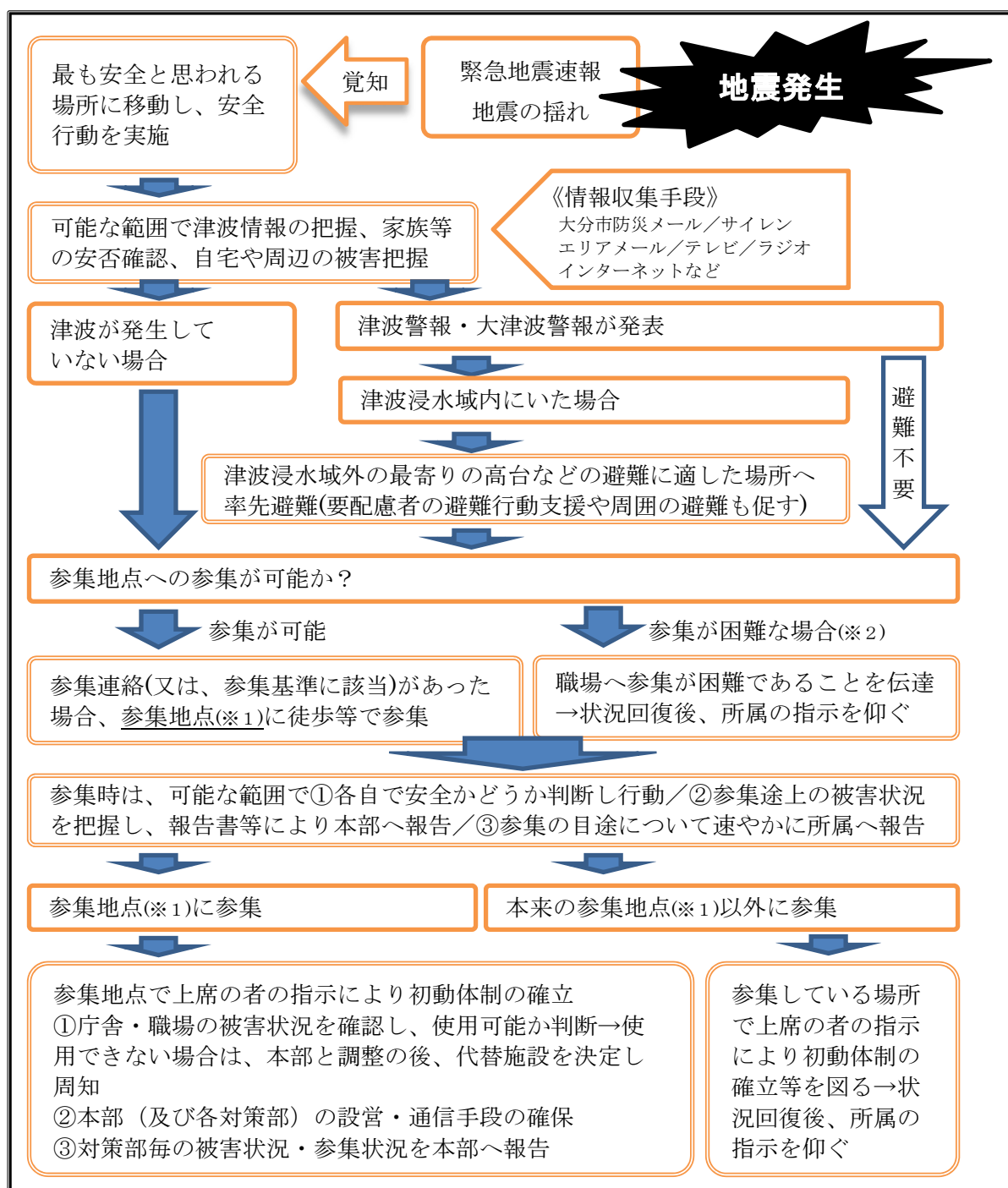
※4 設置基準は地震震度、津波警報等のいずれかで判断する。

(2) 初動体制確立のための職員の行動指針

① 休日や夜間など職場以外で地震が発生した場合

休日や夜間に自宅等で、または職場以外で業務に従事していた際に地震が発生した場合は、図4-1を基本として行動する。なお、夜間の暗闇での参集や長時間の徒歩参集に備え、自宅には懐中電灯や水・食糧を入れた非常持出袋などを普段から準備しておくものとする。

図4-1 職員の参集から初動体制確立までのフロー(例：勤務場所以外で地震発生)



※1 参集地点とは、参集の際に特に指示がない場合に目標とする地点。但し、津波浸水域（南海トラフ巨大地震を想定）に参集地点がある場合、事前に、津波浸水域外の参集地点（津波時参集地点）を定めておき、津波警報・大津波警報発表時はそこに参集する。要員ごとの参集地点は下記のとおりとする。なお、海拔10m未満の指定避難所は、津波警報・大津波警報発表時に開設しないことから、その避難所要員（1次）は支所等に参集する。

	参集地点	津波時参集地点
総合統括部	別館 5 階災害対策本部室 または、本庁舎 8 階大会議室	ホルトホール大分 3 階大会議室
各対策部要員	各職場	ホルトホール大分等（各対策部で定める）
避難所要員 （1次）	各指定避難所	各指定避難所または支所等

※2

参集が困難な場合とは、次に掲げるような理由により、参集自体が困難な事態のことを言う。その場合は、家族を含めた安否情報など、逐次状況報告を所属長に対し行い、参集を妨げる事態が収束でき次第、所属の指示を仰ぎ、指示のあった場所へ参集する。

- 職員自身が療養中又は災害により傷病の程度が重症となった場合
- 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合
- 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
- 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

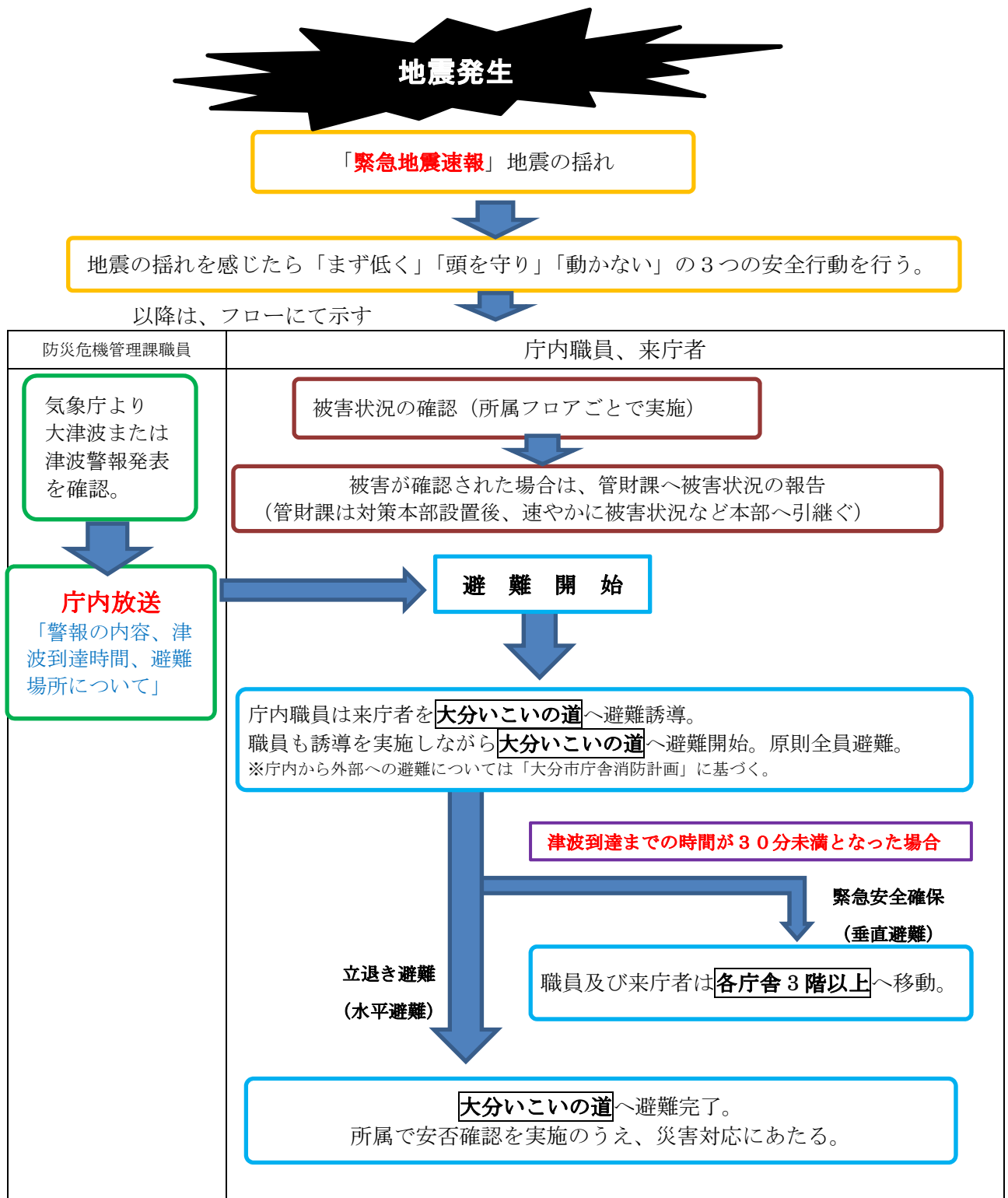
また、次に掲げるような理由により、参集地点への参集が困難な場合には、最寄りの支所等に参集する。それも困難な場合は、最寄りの指定避難所へ参集する。参集後は、初動体制確立を支援し、その後は、その対策部のマニュアル・計画や上席の者の指示に従うものとする。逐次状況報告を所属長に対し行い、状況が回復次第、所属の指示を仰ぎ、指示のあった場所へ参集する。

- 津波警報・大津波警報が発表され、津波浸水域を通らないと参集できない場合
- 参集経路が大規模な火災や道路施設の被害により通行困難になり、迂回路が確保できない場合

② 本庁舎等で勤務中に地震が発生した場合

職員は、非常時優先業務に従事するとともに、庁舎内の市民及び施設利用者等の安全を確保し、避難が必要と判断されるときは、安全な場所への避難誘導並びに被害状況の把握及び初期消火に努める。また、被害の状況により、危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対し、緊急防護措置を行う。具体的には図 4－2 を基本として行動する。

図 4 - 2 職員の参集から初動体制確立までのフロー
 (例：本庁舎等で勤務中に、大津波または津波警報発令時)



警報発表時点で津波到達時間が30分未満の場合は各庁舎3階以上へ垂直避難を行う。

(3) 職員の安否確認

① 確認手順

職員の安否確認は、次の手順により行うこととする。

- ア 各所属は、所属する職員（避難所要員も含む）の安否確認を行う。
- イ 主管課は、部局内各所属からの安否情報を集約・整理する。
- ウ 災害対策本部の総合統括部は、主管課からの安否情報（職員の参集状況も含む）を集約・整理し、災害対策本部に報告する。

② 複数の安否確認手段の確保

各所属は、不測の事態においても、所属する職員の安否確認等を行えるように、複数の安否確認手段を確保するものとする。

ア 「緊急時職員参集システム」の活用

「緊急時職員参集システム」は、災害発生直後の応急活動態勢を速やかに整えるため、携帯電話のメールを利用して、地震情報を伝達・周知するとともに、安否・参集確認の情報収集ができるシステムである。

このシステムを活用し、地震発生後、直ちに、対象者にメールを送付し、職員の安否及び参集の可否を確認する。

イ メールや電話等の複数の手段による緊急時連絡網の作成

③ その他の留意事項

人事異動があった場合には、各所属において、速やかに「緊急時職員参集システム」の登録や緊急時連絡網の作成を実施する。

第2節 継続の必要性の高い通常業務の執行体制

平常時は、市事務分掌条例及び市事務分掌規則等に定める組織体制の下で通常業務を執行しているが、業務継続計画を発動した場合は、市災害対策本部条例及び同規程で定める組織体制において応急業務を執行するとともに、継続の必要性の高い通常業務については、平常時に通常業務を執行する体制の下で執行することとする。

第3節 指揮命令系統の確立

災害発生時は、市災害対策本部条例及び市災害対策本部規程で定めるところにより非常時優先業務を遂行することになるが、災害対策本部において本部長（市長）の代行をする職務代理者については、下記のとおりとする。また、各対策部及び班、所属においても、速やかに指揮

命令系統の確立を図る視点から、あらかじめ事案決定の代行を定め、指揮命令系統を確立しておくものとする。

○本部長（市長）の職務代理者

代行順位第 1 位	代行順位第 2 位	代行順位第 3 位	代行順位第 4 位	代行順位第 5 位
副本部長（総務部担当副市長）	副本部長（総務部担当外の副市長）	総務部長	総務部防災局防災局長	防災危機管理課長

第 4 節 職員の確保について

初動期及び応急期などにおける非常時優先業務について、迅速な業務の立上げを行うため、各対策部において必要な職員を確保する必要があることから、必要な事前対策と職員が不足する事態に対する対応について定める。

（１）参集可能人数の事前検討

- ① 参集予測の考え方(想定に基づいた予測であるため、津波発生時など実際の行動については、図 4－1「職員の参集から初動体制確立までのフロー」による。)

勤務時間外に地震が発生した場合に参集が可能な職員数について、職員の居住状況を踏まえ、津波浸水予測調査等の結果を前提に、地震発生後、庁舎周辺における津波の浸水、職員本人や家族の被災、交通事情等の条件を考慮して予測する。

参集予測の想定は、大分県業務継続計画などを参考にし、次の通りとする。

- 南海トラフなど広範囲を震源とする M9 クラスの地震が発生し、大分市では震度 6 強の揺れを観測する。大津波警報が発令され、職員は市内の沿岸部に津波が押し寄せることを想定して行動する。
- 自宅の全壊や家族の死傷などにより、3 割の職員が参集できないと想定し、7 割の参集率とする。また、津波浸水がない場合は 1 割の職員が参集できないと想定し、9 割の参集率とする。
- 居住地から、勤務地までの通勤距離を参考にする。(※避難所要員（1 次）は想定から除く。)
- 原則徒歩による参集と想定し、通常は 4km/h 程度であるが、がれきなどの障害物により時間がかかることを想定し、3km/h 程度とする。徒歩による参集可能な距離は 24 km 程度までとする。
- 津波襲来を想定して行動するため、津波浸水想定域付近の勤務地への参集は 3 km 以内の職員とする。大津波警報は 24 時間後に解除されると想定し、3 日後までに、自宅や津波時の参集地点から参集するものとする。(津波の有無についてそれぞれ予測す

る。)

○地震発生から 2 週間程度で、職員の大半は勤務地への参集が可能になるものとする。

(2) 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたり、必要な人員数に過不足が生じる場合、次のとおり職員配置の調整を行う。

① 災害対策本部の要員

被害の拡大に応じて、災害応急対策を実施するため要員を拡大する必要がある場合に、各対策部長は、総合統括部長に動員を要請することができるものとする。

② 各部局の職員

各部局において優先すべき継続業務の実施にあたり、人員が不足する場合においては、まず、1 次調整として部局内で調整（各部局主管課で対応）することとし、さらに、部局内で不足が生じる場合は、総務部人事課と協議のうえ、2 次調整として他部局に応援を要請する。

(3) 外部からの協力応援の受け入れ体制の確立

災害発生からしばらくの間、膨大な業務量に増加した応急業務を遂行するためには、外部からの応援を受け入れる必要がある。外部からの応援を受け入れるために事前に検討する事項を定める。

① 関係機関との協力応援体制

他都市や関係団体、ボランティアとの協力応援体制については、あらかじめ応援を受ける対策部で応援職員を受け入れた後の対応を明確化し、災害対応マニュアル等に反映させる。特に、非常時優先業務の内、他都市の応援職員等により実施が可能な業務については、事前に把握し、応援の受け入れに備えるものとする。

② 非常時優先業務の標準化

各対策部や各所属は、発災後 24 時間以内に実施する非常時優先業務について、担当職員が登庁困難となった場合に備え、業務内容の共有化・簡素化や対応マニュアルの整備等を適宜行い、発災時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう努める。

(4) 動員・配備に係る計画等の継続的見直し

実際の災害対応や各種訓練・研修等の検証を踏まえ、業務継続の観点から、必要に応じて各種計画やマニュアルの作成や修正を行う。

第5節 業務に必要な職員数が確保できない場合の対応

大規模災害による混乱期において、業務に必要な職員数が確保できない場合、地域防災計画（震災対策編、動員・配備計画）の「参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針」にしたがい、それぞれの分掌事務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて、次の基準により要員の配置転換等を行う。

(1) 3割以下の職員しか参集できない場合

登庁した職員は、直ちに本部会議の決定に従い、応急対策活動にあたる。

(2) 5割程度の職員が参集できる場合

各部に責任者及び必要最小限の連絡員を配置し、その他の職員は、本部会議の決定に従い応急対策活動にあたる。

(3) おおむね7割以上の職員が参集できる場合

計画どおり各対策部は、分掌事務に従って応急対策活動を行う。なお、必要に応じて要員が不足している部に対して応援要員を出す。

第6節 業務継続のための体制の強化

(1) 職員の交代等について

地震による災害への対策は、応急対策から復旧対策、更には復興対策と長期間にわたることから、職員の健康管理に留意することも必要になる。

長期間帰宅できない場合には、職員が交代で勤務できる体制を整えるとともに、休憩場所等を確保するものとする。

(2) 避難所の運営について

避難所の運営は、被災した住民の生活を維持する重要な業務であることから、全庁を挙げて支援を行う体制の構築を図ることとし、長期間避難所を開設する場合には、部局ごとに担当する避難所を定め、交代要員を確保するものとする。なお、災害発生直後の混乱状態が落ち着いてきたら、避難者による避難所運営委員会の設置を促し、避難者が自主的に

避難所の運営に関わることのできる体制の構築に努める。

(3) 職員の登庁時における情報収集及び情報共有について

初動期の情報不足を補完するため、全ての職員は参集時に重要な施設や主要幹線道路、鉄道網、橋りょうなどのインフラの被害状況を可能な限り把握し、参集後、直ちに参集途上報告書により、所属長及び災害対策本部に報告する。

また、災害対策本部会議などで、決定した方針や市の被害状況は、全ての職員が共有し災害応急対応に当たる必要があることから、会議開催後に各対策部内で情報共有会議を開くものとする。また、会議資料等をホームページに掲載するとともに、閲覧するよう職員に周知する。

(4) 各関係機関からの情報収集体制の確立

震災時に密接な情報交換を図ることが出来るよう、総合防災訓練などで連携を深めるとともに、市と関係機関との間の機能別連絡体制を検討するなど、関係機関との協力の強化を図るものとする。

第7節 広報体制の強化

災害時に市民が混乱することの無いよう、行政が正確な情報を効果的に発信するため、報道関係機関の協力を得ながら、広報が実施できる体制の構築を図るものとする。

第5章 業務継続のための執務環境の整備

地震発生時に非常時優先業務を遂行するためには、執行体制の確保とともに、本庁舎や各支所、出張所をはじめとした非常時優先業務の遂行拠点となる施設の安全性の確保や、関係機関等との情報連絡手段の確保など、職員の執務環境が適切に整備される必要がある。

本章では、業務継続の支障となる要因の解決を図るための取組について定めることとする。

第1節 執務環境の耐災害性を高める取組

(1) 什器等の転倒防止

庁内に設置している書類棚、OA 機器、ロッカー等の転倒による職員や来庁者の負傷防止や避難ルートの確保を図るため、什器等の転倒防止対策を推進するとともに、転倒した場合においても、人的被害が軽減できるようなレイアウト等を工夫するものとする。

また、新たに什器等を導入する場合には、導入時に転倒防止措置を講じるものとする。

(2) 庁舎等の耐震性及び耐浪性の向上

公共建築物（庁舎等）の災害リスクを把握し、必要な耐震性・耐浪性の向上の為、庁舎の電気設備等の機能確保について検討するものとする。

(3) 情報システムの維持

震災時、揺れによるサーバマシンの転倒や停電等により情報システムに支障をきたす恐れがある。そこで、非常時優先業務の業務継続に必要なデータ・記録等を事前に把握し、それらの保護及びバックアップの準備を行うとともに、情報システムの機能が停止した場合に備える。

第2節 ライフラインの寸断に備える取組

(1) 電力・燃料の確保

対策本部機能や情報システムなど災害発生時の業務継続に最低限必要な機能を維持することができるよう（72 時間から 1 週間分）、非常用発電機により電力の確保をするとともに、発電設備の耐震化、浸水対策を図る。また燃料については、備蓄や協定による供給等により必要量を確保する。

(2) 職員用の非常用食料等の確保

震災時には、食料等の確保が困難となり、災害対応にも支障が出ることが予想されるため、全ての職員の食料等（概ね 3 日分）の備蓄を行う。また、被災状況によっては長期化も想定されるので、平常時から個人レベルでも非常食や飲料水の個人備蓄を推奨する。特に、持病薬など個人事情により必要となるものは職員自ら備蓄するよう啓発する。

(3) 庁舎内の断水等に備えた対応

庁舎管理者は、庁舎内のトイレが断水等により使用できなくなった場合を想定し、非常用トイレ（使い捨て型）の備蓄を含めて対応を検討する。

(4) 情報通信網の寸断・輻輳に備えた対応

災害時の情報通信網の寸断・輻輳に備え、電話以外の通信手段を検討する。特に、非常時優先業務の継続のために必要な連絡先がある場合は、必ず、電話連絡だけでなくメールアドレスなどの、複数の連絡手段を確保しておくものとする。

第3節 庁舎等が使えない事態に備える取組

(1) 代替施設の検討

本庁舎の被害が甚大であり、本部機能が果たせないと判断した場合、臨時災害対策本部の設置場所は下記のとおりとする。

また、各所属においては、非常時優先業務を庁舎外において実施するための対策や代替施設等を事前に検討するものとする。

設置順位－1	設置順位－2	設置順位－3
ホルトホール大分	植田市民行政センター	鶴崎市民行政センター

(2) 車両やPC 端末など業務継続に必要な資機材の確保

業務継続のために欠かすことのできない重要な資機材がどのくらい必要であるかを事前に把握し、それらが使用できない事態に備え、緊急に調達できるよう検討する。

第4節 その他、業務継続のために必要な取組

(1) 指定管理者制度導入施設における業務継続体制の確保

指定管理者制度を導入している施設では、指定管理者に業務の継続性を考慮した震災等に係る応急措置に関する計画の策定を求めるものとし、その旨を指定管理者と締結する基本協定に記載するものとするものとし、指定管理施設の所管課は、当該施設の運営を含めた応急措置に関する計画を策定する。

(2) 緊急調達・支援体制の確保

① 円滑な緊急調達体制の整備

災害発生時における業務継続性の確保と事務執行の円滑化を図るため、緊急調達に伴う契約書の取扱いなど、緊急性を考慮した契約執行体制について検討する。

② 災害時応援協定に基づく調達・支援体制の確保

本市が締結している協定の実効性を検証し必要に応じた見直しを図るとともに、民間企業の持つ防災資源の提供や人的支援の活用について検討する。

(3) 契約条件等による業務の継続性の確保

非常時優先業務の優先的な対応について、契約時の反映又は受託業者と災害発生時の協力に関する協定の締結を行うなど、震災発生時における業務の継続性を確保するための取組を検討する。

(4) 現金の支出

非常時優先業務を執行する際には、物品の購入や車両の借り上げのため、現金を支出しなければならない場合がある。

しかし、災害発生時には、現金の支払いや口座振替などの金銭出納処理業務を行っている財務会計システムが被害を受けて稼動しない状況も想定される。

このため、災害発生時に当座の現金支出をできる限り抑制する体制を整備するとともに、現金支出が必要な場合で、かつ、財務会計システムが使用できない場合の電算外による処理について、各職場において事前に確認しておくものとする。

(5) 会議室等の確保

災害が発生した場合には非常時優先業務に従事している職員の休憩・仮眠場所、他自治体からの応援職員の宿泊場所、非常時優先業務に必要な資機材の一時保管場所など、一定規模のスペースの確保が必要となる。

そこで、災害発生時に、各施設の会議室等は、非常時優先業務の遂行に必要となるスペースに充てるものとする。通常業務で会議室等を使用している場合には、災害発生後、速やかに使用を中止する。

第6章 研修、訓練等

本計画に基づき、非常時優先業務を効果的に遂行するためには、業務継続の重要性を職員全員が理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、研修、訓練等を通じて日々の業務執行の中に定着させていくことが大切である。

第1節 研修、訓練等の実施

- (1) 地震発生時の非常時優先業務を確実に遂行するため、各所属又は対策部において、本計画に基づき、業務継続のための計画や非常時優先業務等のマニュアルを作成する。
- (2) 各所属または対策部は、本計画及びマニュアル、防災ハンドブック等をもとに、地震発生後の施設等の状況を踏まえ、非常時優先業務への移行手順について訓練を実施する。
- (3) 人事異動があった場合には、各所属または対策部は、転入職員に対して、地震発生時に非常時優先業務を遂行するために必要な研修を行い、業務継続の維持を図る。

第2節 計画等への反映

訓練では、課題を明らかにするため、その状況を記録し、これをもとに必要な事項については本計画や各種マニュアル等に反映する。